

サイバーセキュリティに関する国連政府専門家会合（第 1 回会合）
について

資料 8 - 1 サイバーセキュリティに関する国連政府専門家
会合（第 1 回会合）について（概要）

資料 8 - 2 サイバーセキュリティに関する国連政府専門家
会合（第 1 回会合）について（詳細）

1. 概要

- (1) サイバーセキュリティに関する政府専門家会合(GGE)は、2004年以降これまで6回にわたり設置。
- (2) これまで3つの報告書がコンセンサスで作成されている(2010年, 2013年, 2015年)。
- (3) 6回目となる今回のGGEは2018年12月の国連総会決議に基づき設置され、国連事務総長によって選出された25か国の政府専門家で構成される。
- (4) 今回のGGEは昨年12月に第一回会合を行い、今後、本年2月, 8月, 来年5月の会合を経て、コンセンサスで報告書を作成し国連事務総長に提出される予定。
- (5) なお、国連総会は、GGEと共に、全ての国連加盟国が参加できるオープンエンド作業グループ(OEWG)を初めて設置。OEWGは昨年9月に第一回会合を行い、今後、本年2月10日~14日、及び7月の会合を経て、コンセンサスで報告書を作成し本年秋の国連総会に提出される予定。

2. 昨年12月のGGE第一回会合(ポイント)

- (1) 昨年12月9日~13日にNYの国連本部で開催。我が国から赤堀外務省サイバー政策担当大使が政府専門家として出席。
- (2) サイバー空間に関し、脅威認識、国際法の適用、規範、信頼醸成措置、能力構築などを議論。
- (3) 3つの報告書を含むこれまでのGGEの成果をメンバー間で確認し、こうした共通認識に立って、新たな報告書の作成のため議論を深めた。

サイバーセキュリティに関する
国連政府専門家会合(第1回会合)に関する
参考資料

国連におけるサイバーセキュリティ関連会合について

1. 政府専門家会合(GGE)

- 2018年12月、国連総会決議(A/RES/73/266)に基づき設置され、国際安全保障の文脈におけるサイバー空間での責任ある国家の行動の進展に関して、事務総長により選出された25カ国の政府専門家で構成される。
- GGEは今回6回目。本会合では、2010年、2013年及び2015年GGE報告書を踏まえ、①脅威認識、②責任ある国家の行動に関する規範、③信頼醸成措置、④能力構築、⑤国家による情報通信技術利用における国際法の適用について議論し、今後、本年2月、8月及び来年5月の会合を経て、コンセンサスで報告書を作成し来年秋の国連総会前に国連事務総長に提出される予定。

2. オープンエンド作業部会(OEWG)

- 2018年12月、国連総会決議(A/RES/73/27)に基づき初めて設置され、国際安全保障の文脈における情報および電気通信分野の発展に関して、国連全加盟国が参加できる。
- 本会合では、①脅威認識、②責任ある国家の行動に関する規範、③信頼醸成措置、④能力構築、⑤国家による情報通信技術利用における国際法の適用、⑥国連の下での恒久的な制度化された対話の設置可能性についての検討について議論し、今後、本年2月10日～14日及び7月の会合を経て、コンセンサスで報告書を作成し本年秋の国連総会に提出される予定。

国連におけるサイバーセキュリティ関連会合について

	2019年	2020年	2021年
GGE		<ul style="list-style-type: none"> ▼ 12/5-6 非公式会合(NY) ▼ 12/9-13 第1回会合(NY) ▼ 2/24-28 第2回会合(ジュネーブ) ▼ 8/17-21 第3回会合(ジュネーブ) 	<ul style="list-style-type: none"> ▼ 5/20-21 非公式会合(NY) ▼ 5/24-28 最終会合(NY)
OEWG	<ul style="list-style-type: none"> ○ 6/3 組織会合(NY) 	<ul style="list-style-type: none"> ▼ 9/9-13 第1回会合(NY) ▼ 12/2-4 *会期間会合(NY) ▼ 2/10-14 第2回会合(NY) 	<ul style="list-style-type: none"> ▼ 7/6-10 最終会合(NY)